

第1章 学校教育情報化推進計画の策定について

第1節 策定の趣旨

記入のポイント

「本手引き 序章」を参考にして、新学習指導要領や働き方改革などを考慮することも考えられます。

(記入例)

国、地方公共団体、学校が連携し、それぞれの責任を果たしながら教育の情報化に取り組めるよう、平成28年7月にとりまとめられた「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」における議論をもとに、「教育の情報化加速化プラン」～ICTを活用した「次世代の学校・地域」創生～が策定されました。

さらに、その3-3の①「教育情報セキュリティの徹底」で示された「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参照しつつ、学校における特性を踏まえた形で、教育版の情報セキュリティポリシーのガイドラインの策定については、平成29年10月28日「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」として公表されました。

また、平成29年12月26日に文部科学省からの「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（平成28年度）〔速報値〕及び平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針について（通知）」が公表されました。

こうした2020年代に向けた教育の情報化に対応するための今後の方策を実現するために、達成目標や目標達成のための課題解決に必要な施策を、計画的に実施するために策定しました。

第2節 計画の位置付け

記入のポイント

「本手引き 第1章 情報化推進のプロセスと進め方の3教育の情報化推進計画を策定する（4）自治体の総合計画・教育振興基本計画への反映」を実施するための位置づけを行うことを明記しておくことが重要です。

下記の記入例は（2）他地域の事例参照で示された小規模自治体の例としたものです。

(記入例)

学校教育情報化推進計画は、総合計画や教育大綱等に基づいて、学校の情報化を推進するものです。

また、「教育目標」と連携して教育の情報化を総合的に推進するための計画として位置付けるものです。

計画期間は、平成 30 年度から平成 31 年度を開始期とし、開始期中に社会情勢等の実情に合わせて計画内容の見直しを図ることにより、その後の総合計画等の計画内容や実施期間との連動が可能となるよう計画の実効性を確保します。

第 2 章 国における学校教育情報化への動向

記入のポイント

(地方自治体のための「学校の ICT 環境整備推進の手引き」(平成 28 年度)第 1 章の 2 (P9 から P10) の引用) や第 1 章第 1 節に示した最近の動向が利用できます。

第 3 章 現状の課題

記入のポイント

学校教育情報化推進計画の補助シート(図表付-2)のや、「本手引き 第 1 章 情報化推進のプロセスと進め方の 3 教育の情報化推進計画を策定する (3) ICT 環境整備推進計画の策定」のア～オ等を参考にして、「今何ができないのか。」「今後どうしたいのか。そのためには何が課題か」を整理する。ここが一番重要な項目で、第 4 章に学校教育情報化における基本的な考え方として、今後の方針を明記し、個別の課題解決の施策を第 5 章で示すこととなります。予算要求においても最も重要な項目となります。

記入例として、セキュリティについての事例を想定すると。

課題 1 情報セキュリティの確保

総務省の地方自治情報管理概要、電子自治体の推進状況(平成 28 年 4 月 1 日現在)によると、「電子自治体推進計画等を策定」または「総合計画等に電子自治体の推進の内容が含まれている」団体は、都道府県では 42 団体(89.4%)、市区町村では 1,195 団体(68.6%)であり、「今後策定予定」まで含めると、都道府県では 44 団体(93.6%)、市区町村では 1,258 団体(72.3%)である。また、「電子自治体推進計画等を住民・企業等に対して公表」している団体は、都道府県では 34 団体(81.0%)、市区町村では 895 団体(74.9%)であり、「電子自治体推進計画等の定期的な見直し」を行っている団体は、都道府県では 20 団体(47.6%)、市区町村では 724 団体(60.6%)であった。となっています。

さらに、第 5 節 情報セキュリティ対策の実施状況 1 組織体制・規程類の整備では、情報セキュリティの責任者や管理者等については、都道府県では

全団体、市区町村では1,688団体（97.0%）で任命されている。また、都道府県では46団体（97.9%）、市区町村では932団体（53.5%）が、主要な情報資産についてのセキュリティ対策実施手順を策定している。

という状況でした。学校における特性を踏まえた形で、教育版の情報セキュリティポリシーのガイドラインの策定については、平成29年10月28日「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」として公表されましたが、その背景を考えた場合、多くのセキュリティ事故が発生している実情を踏まえると、早急に策定する必要があります。

まずは、ガイドラインに則した教育情報セキュリティ対策基準の策定と、それに伴う実施手順の現状を踏まえて見直し、現状で不十分な面については、その対応策の策定、周知徹底と遵守させるという課題があります。

第4章 学校教育情報化における基本的な考え方

記入のポイント

学校教育情報化推進計画の補助シート（図表付-2）を参考にして、取り組む課題の優先順位を決めて基本的な考え方とする。

第5章 学校教育情報化の施策

第4章に示した学校教育情報化における基本的な考え方にに基づき、以下の施策を実施することとしました。

記入のポイント

第3章の記入のポイントと同じです。

（事例 1）

施策1 情報セキュリティの確保

教育情報セキュリティポリシー対策基準、実施手順の改定（または策定）等

第6章 計画推進スケジュール

記入のポイント

学校教育情報化推進計画の補助シートの学校整備計画シート（図表付-2）や第5章を基にスケジュールを策定します。